

2005年4月レポート

- 国別:

タイ
中国
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
インド
ブルネイ
ミャンマー
カンボジア

タイ

2005年4月ニュース

1. 海賊版医薬品
2. オークションサイト上の海賊版
3. タイ米 FTA 問題
4. ウルトラマン闘争
5. 違法ケーブルTV
6. 知的財産銀行の計画
7. 光学ディスク管理法が侵害を無くす
8. 税関が模倣品・海賊版を一掃する
9. タイが知的財産権保護条約に参加
10. 海賊版が減った
11. 著作権事件件数が増加
12. 知的財産権侵害撲滅の委員会
13. 欧州がタイに国内名称登録を促す

1. 海賊版医薬品

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、4B面、タイ、2005年4月5日)

医薬特許の専門家は、タイが中国や東ヨーロッパからの海賊版医薬品の積み換えハブになっていると警告した。同コメントは、米国司法省、米国特許商標庁、および、アセアン事務局が主催した模倣品と戦うための有効な事例に関するワークショップで発表された。

パネリストは海賊版医薬品についての問題が増加しつつあり、現行法が有効ではないと述べた。

2. オークションサイト上の海賊版

(バンコクポスト紙、データベース面、D3面、タイ、2005年4月6日)

経済犯罪調査部は、タイのオークション・サイト Pramool.com で不法ソフトウェアを販売する著作権侵害者の取り締りを行なった。警察は、2つのCD-R書込機を持つコンピューターを発見し、また、ビジネスソフトウェア・アライアンス(BSA)会員企業

であるアドビ、オートデスク、マクロメディア、マカフィー、マイクロソフト、シマンテックなどの海賊版ソフトも見つけた。また、警察は映画、音楽、ゲーム、ポルノグラフィーの海賊版も摘発した。

BSA は、同サイトで 2003 年 6 月から海賊版がオークションで販売されていたと主張した。BSA に違法行為を通知したい人は、1-800-291-005 のホットライン番号まで連絡できる。情報を提供する人は、海賊版ソフトウェアを使用する企業に対する訴訟が成功した場合、20 万バーツの報酬を与えられる。

3. タイ米FTA問題

(クルンテープ・トゥラキット紙、主要ニュース面、1&4 面、タイ、2005 年 4 月 7 日)

知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長は、タイ米 FTA 会合において、両国が知的財産法の制度や運用についての問題を指摘しあったと述べた。米国はタイ側に対して、民事・刑事処罰の強化を要求し、特に、いくつかの事件は妥協すべきでなく、禁固刑にすべきだと希望した。

4. ウルトラマン闘争

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、1B 面、タイ、2005 年 4 月 8 日)

クルンテープ・トゥラキット紙、経済面、3 面、タイ、2005 年 4 月 8 日

ザ・ネーション紙、ビジネス面、1B 面、タイ、2005 年 4 月 19 日)

Sompote 社と日本に本拠がある円谷プロダクション社は、1995 年から法廷闘争を行っている。両社は、1965 年誕生以来全世界に何百万人の崇拝者がいるキャラクターのウルトラマンに関する権利について争っている。

Sompote 社は、同社が日本以外の世界どこでもウルトラマンキャラクターの権利を所有すると日本の裁判所が裁決したことで大勝利と考えた。タイ刑事裁判所も、Sompote 社が 1976 年の後にデザインされた 5 つのウルトラマンモデルを配給する権利を有していないという日本企業の主張を棄却した。

タイでの法廷闘争は約 10 年にまたがり、両者は 19 の訴訟に関係した。最も重要な訴訟は、タイで新モデルの配給権に関するもので、5 月後半に判決がでると予想される。

5. 違法ケーブルTV

(ポストトゥデーニュース、今日のニュース面、A2 面、タイ、2005 年 4 月 8 日)

クルンテープ・トゥラキット紙、主要ニュース面、1&4 面、タイ、2005 年 4 月 8 日)

知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長は、多数の米国製番組に関する権利侵害が行なわれているとして、違法ケーブル TV にタイが真剣に対処することを米国が望んでいると述べた。しかしながら、タイは同問題に対処するために既に法令を有していると返答した。

6. 知的財産銀行の計画

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、4B 面、タイ、2005 年 4 月 12 日)

クルンテープ・トゥラキット紙、経済産業面、6 面、タイ、2005 年 4 月 12 日)

商業省はタイ初の知的財産銀行(IPB)設立を計画している。Suriya Lapwisuthisin 商業省副大臣は、知的財産局が銀行設立のガイドライン作りを担当すると述べた。

知的財産を登録したタイ人は、その内容に対応したお金を借りることにより、知的財産を流動資産に変換することができる。知的財産局長は、この新促進策が自分たちのアイデア登録するように人々を奨励すると述べた。

同局は、知的財産を流動資産に変換することにより、少なくとも 150 人の国内タイ起業家を得られると見ている。同計画は、食品、一村一品スキーム、中小企業(SME)を主な対象としている。

7. 光学ディスク管理法が侵害を無くす

(バンコクポスト紙、ビジネス面、B3 面、タイ、2005 年 4 月 12 日)

知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長は、新法令が CD 製造許可や CD 生産機械の生産、輸入、使用を管理すると述べた。同法令は、既に議会に承認され、国王署名を待っている。

Kanissorn 局長は、新法令が施行されることにより、氾濫する CD 著作権侵害を厳しく取り締まることが可能だと信じていると述べた。所有者は機械を登録するとともに、同局に対して、CD の製造枚数を報告しなければならないため、海賊版製造の発生源で侵害を抑制する。全ディスクは当局による検査後、コードやサインが埋め込まれる。

また、同局長は、デジタルとインターネットメディアの更なる保護のために、内閣が著作権法の改正案を支持したと述べた。同法は、国会の審議を待っている段階である。

同局は、知的財産データベース開発で、タイ人の意識を喚起するため、いわゆる知的財産銀行プロジェクトの立上げに焦点を当てることを計画していた。

同スキーム下で、同局は、知的財産の登録件数を昨年の 67,000 件から 12% 増加させることを目標としている。

8. 税関が模倣品・海賊版を一掃する

(ポストトゥデー紙、ビジネス面、B15 面、タイ、2005 年 4 月 12 日
ビジネスデー、2005 年 4 月 12 日)

密輸業者がますます精巧かつ複雑な方法を活用し、タイへ模倣品海賊版を輸入していることに対抗し、関税局はいかなる知的財産侵害も撲滅すると述べた。

関税局の Sathit Limpongpan 局長は、中国企業が模倣品海賊版の製造から、法律に従った中国ブランド製品を生産する方を選ぶようになったため、中国からタイへ輸入される模倣品海賊版は減少し続けていると述べるとともに、関税局が知的財産製品の輸出入抑制を目指す予防対策導入を計画していると述べた。

タイ国が模倣品海賊版の輸出入問題を無くすことを効率的に可能にするために、2005 年会計年度の始めである 2004 年 10 月 1 日から、官民両セクターが緊密にともに協働し、海賊版模倣品の輸出入を行う者を厳しく取り締まる必要があると Sathit 局長は述べた。

9. タイが知的財産権保護条約に参加

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、4B 面、タイ、2005 年 4 月 13 日)

タイは、知的財産権登録促進、タイ著作権の世界的保護の保証に関する特許協力条約(PCT)を批准する計画があると知的財産局の局長が述べた。

Kanissorn Navanugraha 局長は、条約基準を満たすために、タイが権利登録と権利保護という 2 つの中核特許制度を確実にしなければならないと述べた。条約批准すれば、タイは、他国での特許登録出願がより容易となると説明した。また、タイの知的財産も世界的な保護を受けられると付け加えた。

しかし、単なる知的財産法の修正だけで十分ではないと同局長は述べた。グローバルな保護を保証するために、タイは革新的な開発に集中し、タイ人発明者が権利登録の重要性に関してもっと考慮する必要がある。

同局は、現在国際基準を満たすように、タイ知的財産法の修正のためのガイドラインとして活用するために、いくつかの先進国の知的財産制度を調査している。

10. 海賊版が減った

(バンコクポスト紙、国内ニュース面、6 面、タイ、2005 年 4 月 21 日)

知的財産局は、コンパクト・ディスク製造機械の輸入を管理する手段を厳密に執行することによって、知的財産権侵害割合を 87% 縮小できたと同局副局長の Boonnaris Suwanpool が述べた。

Boonnaris 副局長は、海賊版摘発のための報奨金も抑制の成功に貢献したと述べた。また、知的財産権侵害の犠牲者にならないとタイおよび外国の投資家に確信させるために、CD 生産を管理する法令が公布されるとも付け加えた。

11. 著作権事件件数が増加

(ネウナー紙、タイ、2005 年 4 月 21 日)

知的財産国際取引中央裁判所の Suvicha Nagavajara 所長は、1998 年の通貨危機により、知的財産侵害訴訟件数増加につながったと述べた。知的財産国際取引中央裁判所によると、2004 年には総額 75 億バーツ 191 件の和解と 6,827 民事訴訟 (85.09% に裁判判決が出た) の案件を扱った。

12. 知的財産権侵害撲滅の委員会

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、4B 面、タイ、2005 年 4 月 28 日)

バンコクポスト紙、ビジネス面、B4 面、タイ、2005 年 4 月 28 日

クルンテープ・トゥラキット紙、経済産業面、6面、タイ、2005年4月28日)

知的財産侵害予防抑制委員会は、知的財産権侵害に取り組み、模倣品海賊版の製造販売を厳しく取り締まる目的で正式に始動した。この委員会は、エンタテインメント、ソフトウェア産業などの 27 企業代表から構成される。その他の委員は今後追加される。

知的財産局の Kanissorn Navanugraha 局長を伴い Chidchai Vanasatidya 副首相は、委員会の設立に立ち会った。委員会の主業務は、知的財産権侵害の抑制を強化する政策や法案作成である。

また、政府の模倣品海賊版製造に対する対策についての調整を役割としている。政府は委員会を設立することによって、アイデアや発明の登録により知的財産権保護をより真剣に受けとめさせることを人々に強く訴えることも計画している。

13. 欧州がタイに国内名称登録を促す

(バンコクポスト紙、ビジネス面、B4面、タイ、2005年4月29日)

ザ・ネーション紙、ビジネス面、4B面、タイ、2005年4月29日

クルンテープ・トゥラキット紙、農業商業面、11面、タイ、2005年4月29日)

知的財産局商標部の Pajchima Tanasanti 部長によれば、タイで地理的表示(GI)に関する知識と国内製品市場を広げる試みとして、タイの生産者に対して地理的表示(GI)を活用している欧州の生産者による援助が計画されている。

今回の計画は、タイ知的財産局と欧州 ECAP II プログラム (欧州 アセアン知的財産権協力プログラム (ECAP) の第 2 フェーズ) の間の共同プロジェクトである。同プロジェクトは、「姉妹化」と呼ばれ、成功した欧州製品と潜在的な可能性があるタイ GI 製品を互いに協力させる目的がある。

ECAP II の職員は、国際非政府組織である国際地理的表示ネットワーク(Origin)がタイ・欧州の生産者間の情報やネットワーク化作りに対応すると述べた。

中国

2005年4月ニュース

1. 中国車輸出を奨励
2. 日本税関による輸入差止中国模倣品海賊版は記録更新
3. オンライン著作権侵害を止める
4. インテル社に訴訟された中国企業が逆訴訟
5. 中国での特許出願急増
6. 中国が模倣品海賊版を摘発
7. 中国は 04 年に 51,851 違法商標摘発
8. 特許出願で中国が先進国より遅れる
9. 中国の知的財産権保護青写真
10. 中国、フランスが合同で知的財産保護
11. 日本が中国へ知的財産権保護派遣団送る
12. 特許取引センターオープン
13. Universal グループが違法音楽と戦う
14. 中国が知的財産権保護白書を発行

- | | |
|--------------------------|---|
| 15. 「ワ」スポーツウェア企業が上海で反撃 | 20. 中国企業は知的財産権侵害でフランスの Bonneterie 社に賠償金 |
| 16. 海賊版 DVD で米国人 2 人を禁固刑 | 21. 侵害したら、賠償金 |
| 17. 教育で知的財産権保護推進 | 22. 米国が中国を監視リストに |
| 18. ナイキが中国での模倣品訴訟に勝訴 | 23. 香港は著作権保護研修を実施 |
| 19. 中国が知的財産戦略策定 | |

1. 中国車輸出を奨励

(Asia Pulse、2005 年 4 月 1 日)

中国の通商省は、独立な知的財産権を有する中国車を海外市場に輸出するように中国自動車企業を奨励し支援する。

中国は、10 年以内に全世界の 10% に相当する年間 1200 億米ドル以上の自動車を輸出する目的を持っている。通商省は、輸出を目的とする国産車、自動車部品を製造している、大手輸出企業に財政と輸出信用の支援を計画している。

2. 日本税関による輸入差止中国模倣品海賊版は記録更新

(Daily Yomiuri、2005 年 4 月 4 日)

日本の財務省によると、昨年中国からの知的財産権侵害製品数が前年度の倍になるなど、知的財産権侵害で外国製品が輸入差止めになった件数が増えている、

9ヶ所の税関当局によって全国で押収された品物の数は 2004 年に 9,143 件になり、1 年前から 23.4% 増加した。政府が 1982 年に記録を始めてから最高の件数で、2003 年の記録である 7,412 件を超えた。

差止製品の 90% 以上は商標権侵害製品であった。製品別ではバッグが差止製品全体の 50.2% を占め、続いて時計が 9.8% で、マフラーと衣類が 8.8% と続いた。

中国の知的財産権に関する意識の欠落が問題であり、全国的に多くの商標製品の模倣が行われている。中国の司法当局は、模倣品の製造販売に対する刑事罰を強化する手段を取り始めた。

3. オンライン著作権侵害を止める

(Business Daily Update、2005 年 4 月 4 日)

ポストトゥデー紙、国際経済面、A12 面、タイ、2005 年 4 月 28 日)

インターネット著作権保護規則草案は、オンライン作品の著作権保護を強化する目的で、今年末に施行されるだろうと国家著作権局が発表した。同草案は、施行される前に、国家評議会に提出され、承認される段取りになっている。

同規則は、インターネット作品の著作権を保護する方法、侵害の対処方法上という 2 つのカテゴリー範囲内で、適切な条項を規定する。

4. インテル社に訴訟された中国企業が逆訴訟

(ロイターニュース、2005 年 4 月 5 日)

中国で、大手半導体企業であるインテル社から初の著作権侵害訴訟された会社は、インテル社に対して不当独占行為を行なったとして反訴をした。ネットワーク設備メーカーの Shenzhen Donjin Communication Technology 社は、インテル・ソフトウェア社が、顧客がサードパーティーハードウェアのソフトウェア使用を排除しようとし、同社ハードウェアに緊密に結び付けたとして、そのような行為の中止を要求した。

欧米製品、時々合併事業のパートナーからをコピーした中国企業に対して告訴する米国や他国と中国との間に起こっている困難な問題について、中国政府は、知的財産権を保護すると誓約した。

不当独占行為を中止するようにインテル社を強制する方法を模索する Donjin 社の反訴は、北京第 1 高等裁判所に受理され。インテル社の米国本部に召喚状が送付された。インテル社スポークスマンの Robert Manetta は、正式な訴状を見ていないため、この問題に関するコメントを控えると発表した。中国メディアは、Donjin 社の完全子会社である、Beijing Donjin Xinda Technology 社により訴訟が起こされたと報道した。

インテル社が 1 月に Shenzhen Donjin 社を訴えた後に反訴が行われたことは、中国法律制度で初の試みであると言われる。米国チップメーカーや他の多国籍企業が特許侵害について中国企業に対し米国裁判所を活用して訴訟を起こす傾向は強め、欧米市場へ輸出しようとしている中国の望みを阻もうとする。

5. 中国での特許出願急増

(Business Daily Update, 2005 年 4 月 5 日)

中国は、実用的で斬新な特許、工業デザイン特許、商標に関して、世界で年間最多の出願を受付けたと、国家知識産権局(SIPO)の Xing Shengcai 副長官が発表した。

1985 年に中国がこのサービスを始めてからこの三種類の産業財産権について、2005 年 1 月 31 日までに 230 万以上の出願が扱われた。その内の 90%は国内申込者によって提出される。

中国は 100 万件の特許出願を達成するのに 15 年かかったが、次ぎの 100 万件について 4 年しかかからなかった。今年 1 月 31 日までに、約 127 万枚の登録証明がこの三種類の産業財産権について付与された。

6. 中国が模倣品海賊版を摘発

(Associated Press Newswires, 2005 年 4 月 7 日)

BBC Monitoring Asia Pacific, 2005 年 4 月 7 日

Xinhua News Agency, 2005 年 4 月 7 日

Business Daily Update, 2005 年 4 月 7 日)

中国は、氾濫する海賊版映画、音楽、その他模倣品海賊版をやめていないという苦情をかわそうとして、著作権侵害に対する取締りで 419 人の逮捕を発表した。

1年間の取締強化が11月に始まって以来当局は、1億元(1200万米ドル)相当のスポーツ用品、薬、自動車部品、その他模倣品海賊版を摘発できたと国家知識産権局(SIPO)の Xiang Xin 長官は発表した。

先月、米国が出した報告書の中で、中国の著作権侵害が「氾濫レベル」に達し、中国政府が侵害を止めるために十分な努力をしていないことを指摘した事を受けて、同発表が行われた。中国は、ハリウッド映画から、マイクロソフト・ソフトウェア社のソフト、ラルフ・ローレン・デザイナのシャツ、カラウエーのゴルフクラブまで、世界の違法コピー商品の供給源と見なされている。

共産党政府は、積極的に著作権侵害と戦っており、違反者に対する禁固刑を含む、より厳しい罰を課するために適切にアクションを起こしたと主張する。最近まで、ほとんどの著作権侵害は少額の罰金のみ課されたに過ぎなかった。

政府は大衆による模倣品海賊版破壊、大衆に模倣品海賊版購入を止めさせることを目指したイベントを含む宣伝活動を始める計画であると Xiang 長官が述べた。

7. 中国は04年に51,851の違法商標を発見

(Xinhua's China Economic Information Service, 2005年4月8&12日)

全レベルの中国産業通商管理部署は、昨年にルイ・ヴィトン、シャネル、POLOの商標侵害製品51,851件を発見し、その数は前年からの27%増加であったと同部署職員が述べた。

中国南西部の四川省の地方政府は、2004年に約120の有名外国商標をつけた5,000着の海賊版衣服を押収し、東部の浙江省が1月に3000万元以上(360万米ドル)相当のジレット製品を侵害したケースを摘発したと国家工商行政管理局の Zhao Gang は述べた。

昨年摘発ケースは40,171の商標権侵害を含み、前年と比べ51.6%増加した、また、それらのうちの5,401件は外国商標のもので、158%増加した。96の違法商標の内、計82人の容疑者が司法によって裁かれた。

政府は、登録商標を保護する全国キャンペーンを継続すると述べた。

8. 特許出願で中国が先進国より遅れる

(Xinhua's China Economic Information Service, 2005年4月8日)

4月8日に公表された研究能力分析報告書は、海外の特許出願で中国が米国や日本などの先進国よりはるかに遅れていると指摘した。中国科学院(CAS)は、世界の科学開発傾向と中国の科学調査と技術開発における影響を評価する同調査を後援した。

上級調査員の Tian Xiaoyang は、日本と米国が海外の特許出願で他国をリードし、かつその勢いを維持していると述べた。中国は海外の特許出願を増加させているが、上昇率は日本と比べ、10%、米国と比べ25%であると Tian 氏は述べた。

世界知的所有権機関(WIPO)の特許協力条約(PCT)加盟国によって作られた特許出願一覧表の中で、中国は 1998 年から 2002 年まで 3,935 の PCT 特許を出願し、全体の 16 位である。アメリカは、同期間に 180,602 の出願で第一位である。

世界の研究力トップ 15 のうち、ほとんどの国は技術特許を有していると Tian 氏が述べた。中国の世界特許シェアは同研究報告書よりはるかに小さい。

9. 中国の知的財産権保護の青写真

(BBC Monitoring Asia Pacific, 2005 年 4 月 9 日

South China Morning Post, 2005 年 4 月 9 日)

知的財産権(IPR)国家戦略は、中国の持続的経済発展が可能になることを保証するために作成されている。

国家評議会での議論のために同戦略の青写真が来月プレゼンテーション出来るよう準備されつつあると国家知識産権局(SIPO)の Yin Xintian 条約法務局長は、ベンチャーキャピタルに伝えた。

同戦略は今年か来年に完成する予定であり、下記のことを目標とする。

- 大衆の知的財産権保護意識啓蒙。
- 中国の将来発展における知的財産権の役割認識。
- 完全な知的財産権法、規則。
- 才能のある知的財産権専門家の育成。
- 中国の国際基準設定への参加促進。
- 企業の知的財産権自己防衛や尊敬促進。論争対処の方法の伝授。及び
- 知的財産権データベースや情報ネットワークの構築。

知的財産権に優先度を与える中国の運動も、製品の技術向上、及び自社ブランド構築の必要に基づくものであると Yin 氏が述べた。

高エネルギー消費と安値の輸出品のみに頼ることによって、中国の経済成長を後押しすることは、もはやできなくなったという認識になったと同局長は述べた。

10. 中国、フランスが合同で知的財産保護

(Business Daily Update, 2005 年 4 月 12 日)

中国訪問中のフランス外国貿易大臣の Francois Loos は、フランスが喜んで知的財産権保護に関する中国・フランス合同協議会を設立すると北京で発表した。同氏は、フランス工業所有権研究所が中国の国家知識産権局(SIPO)と上記委員会設立の可能性について議論する予定があると述べた。

国家工商行政管理局の Li Dongsheng 副部長は、中国とフランスが商標行政共同作業グループを既に設立し過去 20 年間に 17 回会合を行ったと述べた。

中国とフランスは、1998 年に知的財産に関する協力条約に署名した。

11. 日本が中国へ知的財産権保護派遣団を送る

(Kyodo News、2005年4月14日)

経済産業省は、知的財産権侵害に対する厳格な手段を取るよう中国に要請するために、来週、中国へ官民合同派遣団を派遣すると発表した。

同派遣団は、2002年12月と昨年4月に派遣された派遣団に続いて3回目であり、北京で6日間の滞在期間中に中国当局との事務レベル会談を行う。

日本知的財産協会の理事長であり、ホンダ自動車の Naoto KUJI は、経済産業省職員、文化関連機関、日本特許庁、警察庁、及び民間企業の代表を含む約40人のメンバーを率いて、団長を務める。

派遣団は、著作権侵害対策強化、特許審査促進、日本の有名商標製品保護を中国に要求すると同省が述べた。

経産省職員は、過去の日本の2回の派遣団による訪問により、中国政府が知的財産権侵害に対する政策を強化したと述べた。例えば、中国は、犯罪として起訴される侵害範囲を拡大したと同職員は述べた。

12. 特許取引センターオープン

(Shanghai Daily、2005年4月16日)

企業と個人による特許アイデア売買を可能にする特許取引センターが4月25日に市内でオープンすると市議会が発表した。上海特許取引センターは、このタイプのものとしては初の施設となる。

「センターは、国内特許を共有し、産業化するステップを急がせることを目標とする」と上海知的財産局の Gu Yonghua、スポークスマンは述べた。

新しいセンターは、市立知的財産パークに近い 2310 Yangshupu 通りに位置する。新しく取得した特許製品を表示する展示センターも、今月中にオープンする。

13. Universalグループが違法音楽と戦う

(ザ・ネーション紙、ビジネス面、6B面、タイ、2005年4月20日)

50 Cents、U2、Prince を擁する Universal Music Publishing Group は、氾濫するオンライン音楽著作権侵害と戦うために、ある中国配給会社と協力した。

合意書に署名したのは中国企業 R2G であり、同社はインターネットから違法にダウンロードする音楽を追跡する先端技術ソフトウェアを使用することにより、Universalグループが著作権侵害者から著作権を保護することを支援する。

14. 中国が知的財産権保護白書を発行

(Xinhua News Agency、2005年4月19日)

ザ・ネーション紙、ビジネス面、7B面、タイ、2005年4月22日)

中国内閣である国家評議会の広報オフィスは、中国の知的財産権保護に関する進歩白書を出す予定である。

同白書は 1994 年以来この種の白書として 2 回目である。

中国は、過去十年間の間、知的財産権を保護することにおいて進歩を成し遂げている。また、白書の発行は、過去からの進歩を世界に伝えるように意図されたと広報部職員が発表した。

同職員によって、白書は、基礎的情報、特許権保護、商標保護、著作権保護、音楽映像に関する知的財産権保護、農林産物の新種保護、税関による保護、犯罪的な侵害に対する公安組織法、及び司法による保護など 10 部から構成される

15. 「ワニ」スポーツウェア企業が上海で反撃

(Asia Pulse, 2005 年 4 月 19 日

AFX Asia, 2005 年 4 月 19 日)

有名ブランド使用を認可された香港の Crocodile Zhongshan Garment 社は、知的財産権を侵害したとして上海アパレル企業と 2 人の個人に対して訴訟を起こした。

Yin Guohua と Xu Jianfeng は原告の上海オフィスの従業員で、Shanghai Qiaozhikeman Garment 社と共同して、「ワニ」ロゴのついた衣服を生産販売したとして告訴された。

上海品質技術監査チームは、昨年 9 月の襲撃時に、Qiaozhikeman 社の倉庫から何百もの「ワニ」が付いた衣類、ラベル、タグを見つけた。Qiaozhikeman 社は、Crocodile Zhongshan 社の要求もあり、「ワニ」の衣類を生産販売することを直ちにやめることを命じられた。

原告は、告訴した三者に対し 70 万元(84,760 米ドル)の損害賠償、及び侵害によって生じたマイナス影響を補償する公の謝罪を要求している。

16. 海賊版DVDで米国人 2 人を禁固刑

(Xinhua News Agency, 2005 年 4 月 19 日

China Daily, 2005 年 4 月 20 日)

中国東部の首都である上海の裁判所が 2 人の米国民に対し、違法収入目的で海外バイヤーに海賊版 DVD を販売したとして、有期刑および国外追放とする有罪判決を言い渡した。

Randolph Hobson Guthrie III と Cody Abram Thrush は、上海第二人民高等裁判所から夫々懲役 2.5 年と 1 年の刑を宣告され、また、両者は刑に服した後に、中国から強制退去させられる。

裁判所は、更に 2 人の米国人に 50 万元(60,500 米ドル)と 1 万元(1,200 米ドル)の罰金をそれぞれ支払うように判決を下した。

裁判所は Wu Dong と Wu Shibiao が米国人の海賊版 DVD 収集販売を助けたことで、15 か月の禁固刑、及び 10 万元(1,200 米ドル)と 3 万元(3,600 米ドル)の罰金を夫々に果す判決を下した。

17. 教育で知的財産権保護推進

(*South China Morning Post*, 2005 年 4 月 21 日)

(*Xinhua's China Economic Information Service*, 2005 年 4 月 22 日)

(*Xinhua News Agency*, 2005 年 4 月 22 日)

中国本土の当局は、知的財産権侵害に対抗する狙いで、北京で 1 週間にわたる教育を開始した。しかし、中国本土の研究者は、貧困のような社会問題が模倣品海賊版の氾濫を助長する一部であると警告した。

世界知的財産権日まで続くイベント週間は、中学生のための教育プロジェクト、知的財産権(IPR)保護関連のメディア・キャンペーン、およびビジネス会議などがある。

Zhang Zhigang 通商副大臣と国家知識産権局局長は、このイベント週間は知的財産権保護のよい雰囲気作りを出すために何百万人もの人々の激励を目指したものであると述べた。

18. ナイキが中国での模倣品訴訟に勝訴

(*AFX Asia*, 2005 年 4 月 22 日)

Beijing Metals and Minerals Import and Export 社がロシアへ何千もの模倣ナイキ製品を輸出しようとしたことにたいする訴訟で、米国スポーツウェア・メーカーのナイキは勝利し、16 万 5 千元の賠償金を受け取ったとナイキ中国スポークスマンの Yang 氏が XFN-アジアに伝えた。

上海関税が疑わしいナイキ・マークをつけた 12 万 3 千以上のスポーツウェア・アイテムを見つけた後、上海裁判所は、Beijing Metals 社に支払命令を出した。知的財産権(IPR)訴訟は昨年、中華人民共和国で急激に増加し、1,240 人が知的財産権侵害罪で逮捕されたと政府の上席検事は述べた。中国は知的財産権法の可決から施行へと焦点を変えたと国家評議会の広報オフィスが最近発表した。

19. 中国が知的財産戦略策定

(*Industry Updates*, 2005 年 4 月 22 日)

国家評議会は、中国の知的財産権(IPR)戦略に関する研究計画を開始することを決定したと中国の国家知識産権局 Zhang Qin 副長官は述べた。

大衆教育、情報伝達、仲介人、立法、法執行情報伝達、仲介人、立法、法執行に関する 28 以上の中央当局が提案された戦略へ参加した。

同副長官は、同オフィスと教育省が共同で案内を出し、法律科目の中に学生に知的財産権知識を教え、かつ卒業生と在校生のカリキュラムに知的財産権科目を入れる可能性をカレッジや大学に要求する。

20. 中国企業は知的財産権侵害でフランスのBonneterie社に賠償金

(AFX Asia、2005年4月26日)

北京人民第二高等裁判所が、フランス衣類企業の Bonneterie Cevenole SARL 社の商標 Montagut を侵害したとして、77 万元の賠償金を支払うように、中国企業 3 社に命令したと政府系中国日報が報告した。同新聞は、裁判所が商標名を使用することをやめるように Bonneterie Garment (Shenzhen)社、Yiwu Xinyipai Garment 社、及び実業家の Li Zupeng の 3 者に命じたと述べた。

21. 侵害したら、賠償金

(Shanghai Daily、2005年4月26日)

上海人民第一高等裁判所は、昨日 Shanghai Kaifei Industry and Trade Development 社に対して Ermenegildo Zegna Garment グループの世界的有名商標 Zegna を侵害したとして 32 万元(38,554 米ドル)の支払いを命じた。同グループは、Kaifei 社が衣服に Bleu Zegna 商標を使用していることを見つけた。同商標は Zegna 社の商標に非常に類似し、容易に消費者を混乱させるおそれがある。同グループは 100 万元の賠償金を要求した。

22. 米国が中国を監視リストに

(Agence France Presse、2005年4月30日)

アメリカは、中国の著作権侵害が「氾濫している」レベルと見なし、同国をブラックリストに載せると述べ、WTO の対策措置が実施されると警告した。知的財産権保護の年次報告を発表した米国通商代表部は、中国が「優先監視リスト」に載せられたと述べた。

「特別 301」報告書は「侵害レベルが減少させようとする中国政府の努力にもかかわらず、中国の至る所で承諾しがたいほど高いままと結論を下す」、と USTR が声明で発表した。また、13 か国が今年の優先監視リストに置かれ、改めない場合、制裁に向けた予備ステップになる可能性がある。対象国は、アルゼンチン、ブラジル、エジプト、インド、インドネシア、イスラエル、クウェート、レバノン、パキスタン、フィリピン、ロシア、トルコおよびベネズエラであった。

米国通商代表 Peter Allgeier は、中国がリーダーシップを発揮し、米国製品の著作権侵害を抑制しようとしていること認めた。しかし、同代表は「中国は、知的財産権犯罪件数の増加を含む、氾濫している著作権侵害や偽造を本気に取り掛かり、正規著作権製品を受入れる市場を一掃開放すべきだと」付け加えた。

23. 香港は著作権保護研修を実施

(Xinhua News Agency、2005年4月30日)

香港は、香港の若者の間に知的財産に関する意識喚起と尊敬心を促進するために、この夏にあるプログラムを開始する。政府のプレス・リリースによれば、同プログ

ラムは、11～16歳のボーイスカウトやガールスカウトを最初のターゲットにし、セミナー、視察、および他活動をカバーする。

香港知的財産局 Stephen Selby 長官は、知的財産保護指導教員プログラムや学校会談のような形式による教室授業によって同局が著作権保護の概念を促進していると述べた。

「このプログラムは、若い人に面白い対話型の方法で知的財産保護に関する非公式教育を提供することができる。人格形成の時期において、ボーイ(ガール)スカウトの継続的な研修に関する長期プロセスである」と長官は述べた。

スカウト協会、関税物品税局、映画協会、知的財産社会との共同で、同プログラムは、年齢7歳から65歳まで様々なレベルのボーイ(ガール)スカウトに著作権保護研修を供給する狙いがある。香港には約10万人のボーイ(ガール)スカウトがいる。

プログラムの最初の目標は11～16歳のボーイ(ガール)スカウトであり、近い将来に他の年齢層に拡張する。知的財産権ボーイ(ガール)スカウトのバッジは、プログラムを修了した資格のあるボーイ(ガール)スカウト参加者に与えられる。スカウト・リーダー研修は今年の第3四半期に開催される。

マレーシア

2005年4月ニュース

1. バイオ技術投資家の保護
2. 経済協定
3. マレーシアも知的財産専門裁判所設立へ

1. バイオ技術投資家の保護

(*News Straits Time Newspaper*, マレーシア, 2005年4月4日)

マレーシアの既存法は、同国の新興バイオ技術分野に關与する企業に必要な保護の仕組みを与えるのに十分である。バイオ技術産業を管理する現法の枠組はバイオ技術投資家を保護する基礎的必要条件を満たしていると法律専門家の Zaid Hamzah 氏は述べた。

1983年特許法で、発明者は発明を登録することを要求されるが、1987年の著作権法では、バイオ情報のツールやソリューションに関するソース・コードの所有者を保護する。

Zaid は、バイオ技術分野、特に知的財産や公益保護の分野で、それらの法律が確実に保護すると述べた。政府は、公益を保護するためにさらに遺伝子組換え生物に関するガイドラインを出すと同氏が付け加えた。

法的保護にもかかわらず、バイオ技術分野、研究開発、資金調達、商業化などの他要因の存在も、同分野の成功に必要である。同氏、その分野へ多くの公・私立大学が関与しているにもかかわらず、同国がバイオ技術の能力レベルを向上させる時間が必要であると認めた。

2. 経済協定

(AFX Asia、2005年4月22日)

マレーシアと日本は、日本-マレーシア経済連携協定(JMEPA)について交渉し、貿易やその他関連問題に原則合意近づきつつある。

Rafidah Aziz 通商産業大臣は「マレーシアと日本は、2005年5月末までに協定の原則課題を取り組み、2005年12月にJMEPAに署名する。」と発表した。

2 国間自由貿易協定である JMEPA に関する交渉は、2003年12月に始まった。物とサービスの貿易自由化とは別に、JMEPA は、観光、法令の標準化、および知的財産権に関する合意もカバーする。

3. マレーシアも知的財産専門裁判所設立へ

(Business Times、2005年4月25日)

マレーシアが今後 2~3 年以内に、初の知的財産専門裁判所を設立すると予想される。現在、知的財産案件は、一般裁判所で審理されており、数百の未決案件が残っている。

知的財産専門裁判所設立によって、マレーシアは、著作権侵害、模倣品海賊版問題に関する問題を解決することができる。

シンガポール

2005年4月ニュース

1. 米国が海賊版対策パートナーをシンガポールに期待
2. 企業の知的財産管理プログラム
3. Eastgate 社が警察の著作権侵害調査に協力

1. 米国が海賊版対策パートナーをシンガポールに期待

(Business Times、シンガポール、2005年4月12日)

米国は、模倣品海賊版や海賊版音楽映像において、全世界で年間 5000 億米ドル相当の違法取引を削減させる新しく積極的な活動のパートナーになることをシンガポールに望んでいる。米国との自由貿易協定に署名する初のアジアの国であるシンガポールは、最近同地域で最も厳格になるように知的財産権保護法を強化している。

米国通商代表部(USTR)は、最近の報告書の中で、「海賊版光ディスクに関連する進行中の問題への対策支援、ビジネス上の無許可ソフトウェア使用、シンガポール経

由の模倣品海賊版や著作権侵害品の積み替え、及びインターネット・サイトからの海賊版データを削除する厄介なプロセス」などのシンガポールノ活動を紹介した。

2. 企業の知的財産管理プログラム

(Xinhua News Agency、2005年4月19日)

Business Times、シンガポール、2005年4月20日)

現地企業が長期的な知的財産経営戦略を策定することを支援するために、「国際化と知的財産」という名の新プログラムが International Enterprise Singapore 社(IE シンガポール)によって始められた。

シンガポール企業は国際化に向け、知的財産を活用して、市場占有率を維持し、かつ新しい収益を構築する戦略を策定し、それにより、競争上の優位を確保する。

このイニシアチブで、コンサルタントは、企業の戦略的価値を決定するために、国際化計画へ最終的に統合されていく企業知的財産ポートフォリオを監査し評価する。

IE シンガポール社は、さらに企業毎にカスタマイズされた研修プログラム、ワークショップ、セミナーを提供すると同様に、メンバーのために知的財産に関連する市場調査を行なうために産業や商業の団体を支援する。

シンガポール知的財産庁(IPOS)に支援されて、IE シンガポール社は、今後 3 年間に 500 社以上の現地会社に利益を提供し、1 億シンガポール・ドル以上の知的財産価値を創出すると期待される。

3. Eastgate社が警察の著作権侵害調査に協力

(*Business Times*、シンガポール、2005年4月26日)

Eastgate Technology 社は、シンガポール顧客の一人から受けたいくつかの注文が著作権侵害に関する可能性を調査するために、警察が同社の Tampines にある構内を訪れたと発表した。

CD/DVD 製造の大手である同メーカーは、調査に来た「警察に全面的に協力する」と述べ、また内部調査を実施した。警察の調査は強制調査部の知的財産権支部によると言われている。

フィリピン

2005年4月ニュース

1. 海賊版対策提案が不明確とケーブルテレビ企業
2. フィリピンが知的財産権施行を強化する
3. IPO が電子商標出願を導入

1. 海賊版対策提案が不明確とケーブルテレビ企業

(Business World、2005年4月1日)

市内ケーブル会社グループが、国家通信委員会(NTC)が設立を計画した知的財産ユニット(IPU)についての権限を定義する規則を出すことを望んでいる。フィリピンのケーブルテレビ協会は、NTC 案で IPU に与える「総合的権限」により、検閲を乱用することができるものであると指摘した。

しかしながら、同案は、どのケーブル会社に対してどのような調査と処罰を行うかについては、なんら示していない。

2. フィリピンが知的財産権施行を強化する

(Asia Pulse、2005年4月13日)

知的財産権施行を強化しようと努力して、フィリピン知的財産オフィス(IPO)は地方自治体ユニット(LGU)を巻き込む。IPO 長官の Adrian S. Cristobal Jr.は、Muntinlupa 地区で行われた公聴会に発表し、地方公務員にも評価された。

Cristobal は、Muntinlupa 地区の人々が知的財産権保護の必要性を実現していると述べ、著作権侵害と戦うために支援を表現した。地方自治体は知的財産権の有効な実施と施行を通じて、経済発展を達成する重大かつ戦略上の役割を果たせると同氏が述べた。

同氏は、知的財産権保護が地方レベルの中小企業(SME)の成長にとって重要な意義を持つと付け加えた。同氏は、知的財産キャラバンがフィリピン人の知的財産権への理解を向上させる Ipos 教育キャンペーンの一部であると述べた。

知的財産権の理解不足、知的財産権所有者の権利尊重の欠落は、同氏が強調した著作権侵害と有効に格闘するつもりならば、どうしても飛び越さなければならない 2 つの障害である。知的財産権に対する尊敬を醸成することが、施行の成功に重大であると同氏は付け加えた。

Muntinlupa 地区での公聴会は 2005 年の知的財産キャンペーン・キャラバンの最初の活動場所である。IPO は、知的財産権施行活動委員会のコーディネートで Sta. Rosa、Laguna、Dasmaringas、Cavite、Laoag、Angeles、Tagbilaran 及び Zamboanga などの主要対象都市で今後数週間に同様の会合を開く。

3. IPOが電子商標出願を導入

(Asia Pulse、2005年4月26日)

知的財産オフィス(IPO)は、商標出願処理を促進するために、強化された商標電子出願管理システム(TEAMS)を拡大使用している。

IPO の Adrian S. Cristobal Jr.長官は、TEAMS が IPO の進行している業務工程合理化と共に、商標出願処理を 1~2 年以内に促進できると設計されていると述べた。

TEAMS は、フィリピンの特許制度を完全に組織化することプロジェクトである特許業務コンピュータシステム (PACSYS) に相当するものとなるように設計された。

Cristobal 長官は、知的財産権の業務が政策、施行、コミュニケーション、教育に加えて、知的財産権保護への Ipos 包括的アプローチの主要分野のうちの 1 つであると述べた。

IPO は、商標と特許制度の信用を確立する技術を最大限に活用し続ける。高度な方法論と最先端技術のインフラによって、多くの人々に作品を登録する事により保護することができるのと激励できると同長官が付け加えました。

Cristobal の発言によって、政府は、国家の社会経済発展のための動的ツールとして知的財産を活用するビジョンを達成することができる。

インドネシア

2005 年 4 月ニュース

1. 10 万枚の海賊版ディスクポルノ映画を摘発
2. 知的財産権の施行を改善
3. Melawai で海賊版 VCDs と DVD を摘発
4. WIPO 賞
5. フリーソフトと PC を学校に付与

1. 10 万枚の海賊版ディスクポルノ映画を摘発

(*The Jakarta Post Newspaper*, インドネシア, 2005 年 4 月 1 日)

市警察は、西ジャカルタの地方最大の海賊版 CD 市場として知られているビジネス・エリアの Glodok 地区の海賊版 CD、VCD、DVD を保管している倉庫を捜索した。捜索で、当局は倉庫から、約 4,000 枚の海賊版成人映画ディスクと 7 箱のディスクカバーを含む 10 万枚の海賊版ディスクを押収した。今回の襲撃は、首都に氾濫する海賊版ディスク製造元に対する警察活動の一部であった。

知的財産法があるにもかかわらず、著作権侵害や違法コピーディスクは、ジャカルタで一般的に見受けられ、また、小売り業者は訴訟される恐れなく街中の屋台で公然と販売している。8/1992 映画著作権法、19/2002 知的財産権法、及び刑法を含むいくつかの法律は、違法ディスク製造販売者に 3 年以下の禁固刑の罰を課する。

2. 知的財産権の施行を改善

(*Bisnis Indonesia*, 2005 年 4 月 4 日)

米国政府は、知的財産権の施行におけるインドネシアの格付けを評価するために、まだより多くの情報を必要とすると述べる。米国通商代表(USTR)の東南アジア・アジア太平洋担当 Barbara Weisel 副部長は、優先監視リストが 6 か月ごとに再評価されるので、インドネシアが同リストから除外される機会があると述べた。

貿易省大臣顧問の Halida Miljani は、インドネシアの知的財産権の施行について USTR が聞いたことがない多くの情報があると説明した。

2 月前半、IIPA は、USTR が同国の高い著作権侵害割合により優先監視リストにインドネシアを入れるように勧めた。その推薦は、USTR によってまだ審議されている。また、結果は 4 月に発表される。

3. Melawai で海賊版VCDsとDVDを摘発

(Suara Pembaruan、インドネシア、2005 年 4 月 7 日)

南ジャカルタのツーリスト警察の警官は、南ジャカルタの Melawai 地区で、海賊版 VCD、DVD 販売の取り締りを行った。11 人のトレーダーの内、逮捕できたのは 1 人だけであった。警察は 300 枚の海賊版 VCD、DVD を押収した。

4. WIPO賞

(The Jakarta Post Newspaper、インドネシア、2005 年 4 月 27 日)

若いインドネシア人研究者は、国家教育省が昨年 10 月に開催した 2004 年青少年ビジネス革新競争に優勝し、世界知的所有権機関(WIPO)から 4 つの賞を受賞した。

若いインドネシア人研究者が同賞を WIPO から受賞したのは今回で 4 回目である。

5. フリーソフトとPCを学校に付与

(The Jakarta Post Newspaper、インドネシア、2005 年 4 月 27 日)

全国のソフトウェア著作権侵害と戦う一環として、マイクロソフト・インドネシアは、2003 年から全国の約 15,000 の学校と大学に 30,000 のオリジナルのパッケージ・ソフトと中古パソコンを渡した。

これに対し、小学校から大学までどんな学校でも、2.50 米ドルの年間著作権代金を支払うことを要求された。

マイクロソフトの公共部門 Andreas Pardyanto 部長は、学生や教師が、ソフトウェア内部の知的財産の価値を理解するために、学校に請求しただけと述べた。

ベトナム

2005 年 4 月ニュース

1. マイクロソフトはベトナムの情報化を支援
2. 企業の知的財産開発支援を承認
3. ベトナムが知的財産法を促進
4. 外国資本がベトナムの模倣品海賊版対策運動に参加
5. ベトナムハンモックが再び日本へ

6. ベトナム農場の 90% が外国商標で生産
7. ベトナム高官は現知的財産法の非効果を指摘

1. マイクロソフトはベトナムの情報化を支援

(*The Saigon Times Daily*, 2005 年 4 月 4 日)

マイクロソフト・アジア太平洋は、ベトナムの情報技術を開発するために郵便通信省を支援する。マイクロソフトは、全国組織をすべてコンピューター化するように計画された e-政府プロジェクトを実施しているベトナムの情報(IT)専門家へ技術を移転する。マイクロソフトは、同省の知的財産保護を促進し、安全な情報化に関する上級研修コースを開き、貧しい地域を支援するチャリティーの開催を支援する。

2. 企業の知的財産開発支援を承認

(*Organization of Asia-Pacific News Agencies*, 2005 年 4 月 8 日)

首相は、企業の知的財産開発を支援するためにプログラムを承認した。同プログラムは、特に主要輸出製品を手がける企業に対して、ベトナム企業の競争力を向上させるための知的財産開発と保護に関して啓蒙することを目標とする。

同プログラムは知的財産の研修を提供し、企業が知的財産に関係する活動の実行を支援する。同プログラムは、国内と海外の組織や個人からの寄付と国家予算から資金を受け、2005～2010 年から実行される。

3. ベトナムが知的財産法を促進

(*Organization of Asia-Pacific News Agencies*, 2005 年 4 月 8 日)

経済専門家は、国際法に従って模倣品海賊版販売を抑制する適切な法執行ができるように、知的財産に関する包括的な法律制度や戦略策定を促進するように担当機関に要求した。

専門家は、知的財産権侵害が増加していることを受けて、ハノイで 4 月 7 日に「商標保護と模倣品抑制」というタイトルのワークショップで呼びかけた。市場管理局の Nguyen Duc Thinh 部長は、今ベトナムで大手の商標、情報技術製品、工業デザインの模倣品生産や流通が氾濫していると述べた。

Thinh 部長は、大手外国企業の商標を模倣した商品がベトナムに注目すべき割合で密輸入され、合法的な輸入契約の下で取り引きされると警告した。いくつかの製品はベトナムで生産され再輸入のための国境まで輸送されたと Thinh 部長が付け加えた。

模倣品海賊版及び知的財産権侵害と戦い、国際法に従って、ベトナムで適切な環境を作るツールとして、国内商業が平等な方法で競争して発展し、かつ同時に顧客の正当権利の保護を支援するように至急手がける必要があると参加者は述べた。

参加者は、知的財産従業員の系統的な研修、資料や技術的インフラ設備を改良することを提案した。これらの手段は、企業の知的財産権に関する法的知識を向上させ、

かつ知的財産権の偽造物や侵害に対する努力を奨励するために取られるべきであると同ワークショップが結論した。

4. 外国資本がベトナムの模倣品海賊版対策運動に参加

(Asia Pulse, 2005 年 4 月 14 日)

昨年単独で 400 以上の訴訟が起こされたことにより、注目すべき知的財産(IP)侵害と戦うために、ベトナム海外資本企業の模倣品海賊版対策・知的財産権保護協会(VACIP)は設立された。

製薬会社代表は、模倣薬が市場において広く入手可能であると述べた。それらはベトナムで生産されたわけではなく、カンボジア、台湾や他国から密輸入されたわけでもない。

違反者は、空の薬ボトルや不十分な薬成分で製造された市販薬を再利用するだけだと同代表が述べた。ビジネスソフトウェア・アライアンス(BSA)は、違法ソフトウェアを使用して、著作権を侵害することが、全製品の 92%に達することでベトナムが世界のトップになっていると発表した。

知的財産局の Tran Viet Hung 副長官は、魅力的なデザイン、有名商標、及び高品質製品を有する外国資本企業が模倣品海賊版製造者の格好の目標であると認めた。昨年 400 件以上の知的財産侵害訴訟で、多くは外国資本企業の製品と関係があると述べた。また、これらのうち、65%は商標侵害に関するもので、25%は工業デザインに関し、残り 5%が特許に関するものであると Hung 副長官は述べた。

5. ベトナムハンモックが再び日本へ

(Vietnam Business Forum, No. 16, 2005 年 4 月 19-25 日)

ベトナム生産者がハンモックデザインについて日本での訴訟に勝訴した後、日本市場への扉は Duy Loi 社の折り畳みハンモックに再び開かれた。

約 160 スーパーマーケットチェーン店を所有する日本の Kaiyo グループから、総額 8.4 万米ドル相当の 3,000 枚以上のハンモックセットを注文したと Duy Loi 社の Lam Tan Loi マネジャーが 3 月 28 日に確認した。

2002 年には、ハンモックデザインをコピーしたとして、日本人実業家が同社に対して起こした訴訟により、Kaiyo が、Duy Loi 社との契約を取り消した。Duy Loi 社は 2003 年 4 月にこの裁判で勝った。

昨年、ホーチミン市に本社がある同社は、そのデザインをコピーし、米国特許商標庁に特許を登録した台湾の実業家に対する別訴訟も起こした。

6. ベトナム農場の 90%が外国商標で生産

(Vietnam Business Forum, No. 16, 2005 年 4 月 19-25 日)

ベトナム農家協会(VFA)によれば、ベトナムで製品の商標を登録し、世界市場で売買する農業企業が僅かであり、90%の農場が商標無しで生産しているという結果になっている。

ベトナムは、農業分野で事業を展開している企業が 173 社あり、その内の 36 社が国内市場での商標を登録し、僅か 5 社だけが世界市場で登録したと Le Hoang Minh VFA 副会長は、ホーチミン市で 4 月 19 日に行われたワークショップで発表した。

ほとんどのベトナム企業は、商標構築に関するアイデアや戦略を持たず、今後の生産に影響が起きるだろうと同副会長が述べた。

Saigon Economic Times、Vietnam Marcom 社、Trung Nguyen Coffee 社及びホーチミン市立経済大学は、2006 年までに約 30 のベトナム農業商標を持つことを目標として、2003 年 11 月からの「ベトナム農産物商標」に関する全国プログラムを運営したが、作業現状は少しも現実ではない。

7. ベトナム高官は現知的財産法の非効果を指摘

(BBC Monitoring Asia Pacific, 2005 年 4 月 30 日)

ベトナム貿易省市場管理局 Nguyen Duc Thinh 部長は、高級品から練り歯磨きやマッチのような小さなアイテムまで、ベトナムにおける模倣品海賊版の流通量が増加したとベトナム・ニュースの記事を伝えた。同部長は、これらの模倣品海賊版が小売り場所、小さな店、貿易センター、デパートなどでも、公然と置かれ販売されていると述べた。

同局は、知能財産権や著作権を侵害した模倣品海賊版の多くが、非常に細心な方法で様々な、そして、主要な又は副次的なチャンネルを通じてベトナムに密輸入されたと述べた。注目すべきことは、ベトナムで製造されたいくつかの模倣品海賊版が、国境の向こうに送られ、著名商標と商標をつけて、再度ベトナムへ戻され、販売されることである。

Nguyen Duc Thinh 部長は、模倣品海賊版生産を管理する現在のベトナム法律に効果がなく、複雑で、矛盾していると述べた。違反者への処罰も十分ではない。例えば、貿易法の第 175 条、知的財産著作権法の第 12 条、及び情報技術法の第 31 条に違反した場合の処罰もが最大 1 億ベトナムドンの罰金程度である。

現在、6 つの機関がベトナムで知的財産保護に関する責任を持っている。それらは、警察局、人民裁判所、市場管理局、関税局、科学的技術的、情報文化的活動と関連する専門調査機関、および国内人民委員会である。

各機関の人員や責任の区分は定義されたが、業務と活動の重複はまだ多く見受けられる。また、ほとんどの機関は進んで容易な案件に対し早急に対処し、複雑又は解決が困難な案件を疎かにする傾向がある。さらにもっと悪いことに、機関の間の調整は少なく、効果がない。

結論では、Nguyen Duc Thinh 部長は、多くの機関は知的財産保護に対する責任を持っているが、人員数が比較的少なく、ほとんどは能力が無いと述べた。

インド

2005年4月ニュース

1. Hyderabad で知的財産権セミナー
2. 種子法案の遅れ
3. インドが知的財産問題の意識を喚起する
4. ロシアとインドは知的財産権で協定

1. Hyderabadで知的財産権セミナー

(*Business Line*、2005年4月1日)

世界知的所有権機関(WIPO)と国家ファッション技術研究所(NIFT)は、共同で NIFT にて、4月5-7日に「ハンディクラフトにおける知的財産権(IPR)の重要性」という国家セミナーを開催する。

WIPOの専門家である中小企業部長の Guriqbal Singh Jaiya と Lien Verbauwhede も参加する予定である。政府機関である州ハンディクラフト機関を含む、有名法律事務所や利害関係者の講演者は、同分野に影響する一連の知的財産権問題を取り上げる。

2. 種子法案の遅れ

(*Ashok B Harma*)

国家種子法案を急がせる農業組合省の試みは延期になるかもしれない。全国農民組織が行なわれた抗議に基づいて行動した国立諮問委員会の Sonia Gandhi 議長は、農民の利益を妨げる草案のある条項を再考するように省に命令した。

法案は種子登録を義務付けし、また、BKS(Bharat Krishak Samaj)の総裁である Krishna Bir Chaudhary 博士は、信書のなかで、この状況では国家種子法案が農民をトレーダーとして扱うだろうと述べた。この法案の元では、農家は、種子が成長し変異する場合に、登録のために走りまわる必要性が生じる。

前週、Hubli の Karnataka に開催された第53回全国 BKS インド農民協議会は、Chaudhary 博士が中央政府で同問題を取り上げることを認めた。Hubli 会合は、草案を反対するだけでなく、遺伝子組み換え種子の導入も反対する。

決議案は、「種子は農業生産を強化する最も重大な要因である。国家種子法案は、種子を育て、栽培、増殖、交換、保存する農民の固有・従来権利を侵害してはならず、かつ農家仲間の相互利点のための幾時代にも亘る交換取引・貿易制を続けるために塞がれてはならない。農家は草案でトレーダーとして扱われるべきではない。中央政府は、遺伝子組み換え種子や種子技術へアクセスするすべての農業制度を禁止すべきである。」と括った。

同決議案は、団体のための有利な最低保障価格を要求し、中央政府に穀類調達の国家支援を中止しないと警告し、有機農法促進とポスト・ハーベスト管理を促進した。

3. インドが知的財産問題を喚起する

(*Daily International Pharma Alert*, 2005 年 4 月 19 日)

インドの学術組織である国家製薬教育研究所(NIPER)は、国内の製薬産業に関係する知的財産問題を監視する国家センターのために資源を配分するように政府に要求した。政府承認を待っている同計画は、インドで特許を商用的に実施可能であるという認識が大きくなっている詳細な証拠である。

今、政府は、あらゆる新しい監視センターも製薬産業の公式な優先順位を反映し、保証して、国内・国際キープレイヤーが厳格な特許政策に対応するインドの研究開発体制に移ることを熱望しているが、NIPER は既に知的財産の基礎レベル・コースを用意している。

計画が承認されると仮定して、新しいセンターのサービスは、製薬会社を代表する特許管理、ライセンス提供や使用の利点を最大限にするため戦略、と同様に特許取得可能な薬発見に関するアドバイスを含むものになる。

しかしながら、インド国内の製薬産業の開発が伝統的に遅く、バイアスがかけられた特許法を負ったように、計画された知的財産センターの活動ははたしてできるではなからうか。

4. ロシアとインドは知的財産権で協定

(*Indian Express*, 2005 年 4 月 27 日)

ロシアとインドは、最先端技術の相互未来防衛協力に関して、知的財産権(IPR)協定の内容に同意した。

ロシア代表は、「回顧的」よりむしろ「将来的」である同知的財産権協定に合意し、両国間の長期軍事技術提携の全範囲を維持した。「ロシアは、圧力をかけていた回顧的様相のある協定をもはや主張しない。そのことは議題から取り除かれた。今、両者は、予備部品調達と軍設備の更新を含む同協定の 2 つの側面に原則として注目すると」 Singh は述べた。

「両者の所有している情報が無許可の第三者に流れないことを保証するために、」同氏は、暫くの間の議論を経て、インドとロシアが知的財産権協定に署名しなければならないと述べた。

ブルネイ

2005 年 4 月ニュース

UBDでの知的財産セミナー

(*Borneo Bulletin*, 2005 年4月16 & 26 日)

Attorney General's Chambers (AGC)と協力する Brunei Darussalam 大学(UBD)は、プレス・リリースで発表したように 4月25日に UBD の中央講堂で、世界知的財産の日と同日に知的財産セミナーを開催する。

セミナーのテーマは「知的財産セミナー / 考える、想像する、創造する」であり、知的財産権に関する様々な問題や展望について議論する。

知的財産とは、発明、文学、芸術的作品、シンボル、名称、イメージ、および商業で使用されるデザインなどの知的作品の全てである。

セミナーの目的は、様々なカテゴリーの知的財産権に関する理解を確立することである。同時に、これらの権利を保護する重要性を認識し、知的財産に関する大衆意識の喚起、社会や日常生活の中の役割促進、及び発明者、デザイナー、作家や情報加工に関する者が直面している様々な知的財産権問題を取上げ、強調することである。

セミナーで議論される課題は、知的財産の入門、知的財産権の貿易関連に関する協定(TRIPS)の実施、イスラム教と知的財産、著作権と関連する権利、文学作品と著作権、ビジネス上の知的財産、知的財産権の権利使用、著作権案件の訴訟および工業デザイン侵害などである。

昨日、首相府の Pehin Dato Awg Hj Hazair bin Hj Abdullah 次官は、知的財産権がブルネイ人の創造的・革新的な努力を促進し保護する重要な役割上を強調し、国が経済開発・拡大できると述べた。

Brunei Darussalam 大学は、現在知的財産権に関する4つの規則である商標、著作権、工業デザイン、レイアウトデザインを取扱い、特許条項が近い将来に施行される。

これらの規則は、世界知的所有権機関(WIPO)の加盟国と、知的財産権の貿易関連に関する協定(TRIPS)の批准国として国際基準に従って公布され、施行される。

UBD Information Week 2005 は、本日を祝う世界知的財産の日と共に開催される。Attorney General Chambers、首相府の協力を得て、UBD 大学はスルタン国の個人や企業に関係する特別の知的財産権上の問題に焦点を当てる。

ミャンマー

2005 年4月ニュース

知的財産法の誓約

(*Dow Jones International News*, 2005 年4月10 日)

ミャンマー軍政は、来年 1 月までに知的財産権保護法を施行する。特許、工業デザイン、商標、著作権を含有する法案は先月完成し、罰金と最小 3 年の禁固刑を含んでいる処罰を伴うと半官半民のミャンマー・タイムズが伝えた。

職員は、他東南アジア国の法律やジュネーブの世界知的所有権機関(WIPO)のガイドラインに基づく対策を施したと同新聞が、科学技術省の Moe Moe Thwe の副部長を引用して述べた。

ミャンマー高官は立法を制定する前に WIPO 代表と法律草案について議論する。ミャンマーは 2001 年に同国際組織に加盟し、2006 年までに法律を実行することを要求された。Moe Moe Thwe は、ミャンマーが外人投資家にとって、より魅力的になるのを支援すると同胞が目指したと述べた。

カンボジア

2005 年 4 月ニュース

Budvarカンボジアでの商標論争に勝訴

(Interfax Czech Republic Business News Service, 2005 年 4 月 21 日)

チェコのビール醸造 Budejovicky Budvar 社は、カンボジアの米国ビール醸造アンハイザー・ブッシュ社との商標論争で、勝利を収めたと Budvar が火曜日に発表した。カンボジア最高裁判所は、カンボジアで Budvar 社の Budweiser Budvar、Budvar、Budejovicky Budvar 及び Budweiser Budbraeu の商標に関する権利を認めた。

チェコのビール醸造社は Budvar 社のカンボジア市場での位置付けを強化できるとのべ、判決を歓迎した。チェコ社と米国社の商標論争は 2000 年にカンボジアで始まった。Budvar 社は、世界中の 100 か国以上で 380 の商標を登録することに成功した。また、全世界で 40 以上の法廷論争や 70 以上の特許当局での訴訟手続きが残っている。

それは、スイス、英国、オーストラリア、ニュージーランド、日本、韓国、ギリシア、ポルトガル、デンマーク、スウェーデン、フィンランドおよびタジキスタンでの商標論争にも関係している。
